

125 団育成会規約・会計規約 並びに 団規約・会計規約(改正)について

ボーイスカウト日本連盟規約の一部改正に伴い、125 団育成会規約・会計規約並びに、団規約・会計規約(平成 16 年 9 月制定)の該当項目を以下に改正する。

育成会規約第 8 条・第 9 条・第 13 条は平成 27 年 3 月 31 日を持って効力を失い、平成 27 年 4 月 1 日より新規約の内容で施行される。

第 8 条 (事業および会計年度)

本会の活動および会計年度は、9月1日から翌年8月31日→**4月1日から翌年3月31日**までとする。

第 9 条 (総会)

総会は、原則として毎年 10 月→**毎年 4 月**に年次総会を開催する。また、必要に応じて会長の要求により、臨時総会を開催することができる。

第 13 条 (規約の施行)

本規約は、平成 16 年 9 月 1 日→**平成 27 年 4 月 1 日**より施行する。

育成会規約第 5 条を追加し、平成 27 年 4 月 1 日より新規約の内容で施行される。

第 5 条 (規約の施行)

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

団規約第 5 条第 1 項・第 9 条・第 14 条は平成 27 年 3 月 31 日を持って効力を失い、平成 27 年 4 月 1 日より新規約の内容で施行される。

第 5 条 (入団および転入)

(1) 本団に入団を希望する者は、満 6 歳以上→***小学一年生以上**の男女で、保護者がボーイスカウト運動を理解し、入隊の同意を得た者であること。

***満 6 才(年長)から小学校一年生入学までの入団は、仮入団とする。**

第 9 条 (活動および会計年度)

本団の活動および会計年度は、9月1日から翌年8月31日→**4月1日から翌年3月31日**までとする。

第 14 条 (規約の施行)

本規約は、平成 16 年 9 月 1 日→**平成 27 年 4 月 1 日**より施行する。

団会計規約第 2 条第 2 項①は、平成 27 年 3 月 31 日を持って効力を失い、平成 27 年 4 月 1 日より新規約の内容で施行される。

第 2 条 (内容)

(2) 経常的支払金

① 日本連盟への加盟登録料(12 月一括払)

4, 200 円(国内障害保険 賠償保険料 500 円を含む)

→スカウト：5,200 円、指導者：7,200 円(そなえよつねに共済、スカウティング誌含む)

団会計規約第 4 条を追加し、平成 27 年 4 月 1 日より新規約の内容で施行される。

第 4 条 (規約の施行)

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。